

平成 29 年度

定 額
請 負

浅香南住宅6号館自走式駐車場解体工事外1件設計委託

設計業務委託仕様書

委 託 期 限	平成30年2月16日
---------	------------

大阪市住宅供給公社
(担当 住宅管理部住宅整備課 建築担当)

設計業務委託特記仕様書

- 1 業務委託名称 浅香南住宅6号館自走式駐車場解体工事外1件設計委託
- 2 業務場所
- a 浅香南住宅6号館 大阪市住吉区浅香1丁目3番
(浅香第2駐車場)
- b 日之出北住宅2号館 大阪市東淀川区西淡路1丁目6番2号
(日之出第6駐車場)
- 3 履行期間 契約締結日 ～ 平成30年2月16日
- 4 業務概要 浅香第2駐車場ならびに日之出第6駐車場の解体工事にかかる実施設計(積算業務含む)をおこなう。
- 5 設計と条件
- 施設の条件
- a 【浅香第2駐車場】 2層自走式
- | | |
|------|---------------------------------------|
| 敷地面積 | 900.6㎡ |
| 建築面積 | 555.2㎡ |
| 床面積 | 503.0㎡ |
| 駐車台数 | 下層21台 上層12台 合計33台 |
| 構造 | 鉄骨造 上階部分デッキプレート+コンクリート山80
アスファルト防水 |
- b 【日之出第6駐車場】 有蓋型全面道路直向並列式
- | | |
|------|----------------------------|
| 敷地面積 | 979.0㎡ |
| 建築面積 | 832.0㎡ |
| 床面積 | 832.0㎡ |
| 駐車台数 | 64台 |
| 構造 | 軽量鉄骨造 壁小波スレート 屋根コンパネ下地テント葺 |
- 6 業務範囲
- 既存駐車場を調査し、建設時設計図書との照合をおこなう。
 - 上記調査に基づき、解体工事契約用設計図書ならびに数量内訳書を作成する。
 - 解体工事契約用設計図書等の作成にあたり、必要に応じて関係各省庁ならびに隣接地権者との協議をおこなう。
 - 近隣住民等に対する説明用の資料作成する。
 - 外壁仕上塗材の石綿試料の採取及び分析結果報告書提出を含む。
試料採取箇所: 浅香第2駐車場 壁面(1検体)
 - その他工事発注に必要な書類作成等。

7 設計概要

■ 予定工事概要

【浅香第2駐車場】

鉄骨柱ベースプレートまで地盤切削の上鉄骨構造体を含む上層部全て撤去
基礎は在来のままとし、切削地盤箇所のみ整地の上アスファルト補修

【日之出第6駐車場】

上屋・スレート塀用基礎、道路界縁石、車止め撤去(地業を除く)

車道・歩道間肩石復旧

鉄骨躯体、屋根、前面シャッター、線路敷側スレート塀撤去

基礎等切削部整地の上アスファルト補修

- 1) 業務内容に基づく設計は、●印の付いたものを適用する。
- 2) 範囲等については、別添資料による。

● 解体工事設計委託

建設時設計図を基に現状を調査のうえ、仮設計画を含む解体工事の設計及び積算をおこなう。

解体工事に支障となる、工作物、埋設排水管、会所等は調査のうえ、必要な設計をおこなう。また、設計に先立ち敷地確認の為の測量をおこなうこと。

● その他

現地調査を十分に行い、現状の利用状況を確認のうえ、設計をおこなう。

8 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成28年4月)」(大阪市都市整備局)による。

特記仕様書内に記載された解体とは、建築物等(工作物を含む。)の躯体を解体し、基礎部分においてはその撤去跡を必要に応じ適切に整備することをいう

- 1) 特記仕様書の適用
特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、●印の付いたものを適用する。
- 2) 管理技術者の資格要件
 - 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
 - ・ 電気主任技術者及び建築設備士等の公的資格取得者
- 3) 標準業務
 - 建築(総合)実施設計
 - ・ 建築(構造)実施設計
 - 建築積算業務
- 4) その他業務
 - ・ 計画通知申請手続業務
 - ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書の届出及び日影図の作成)
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
 - ・ 設計意図を伝えるためにおこなう業務
 - ・ 色彩等計画書の作成
 - ・ 工作物を含む既設建物の施工図等と設計図書との整合確認業務
 - ・ 別途設備設計における調整業務
 - ・ 揮発性有機化合物の室内濃度の事前測定
(建物内部改修における居室に適用し、改修室単位で下地を全面撤去する場合は、適用外とする。)
 - 分割発注の場合の留意事項
設計期間中において、設計内容を分割し、工事発注をおこなう指示があった場合は、工事範囲、図面上の分割方法及び図面提出時期等について、監督職員の指示を受ける。
 - 成果設計図書提出後における調整業務
当該設計に関する疑義及び質問が生じたときは協議し、受注者は質問に対する回答書(内容により修正図等とも)を作成する。
 - ・ 設計変更業務
 - ・ 交付金申請に関する資料作成(併存施設の保育所等含む。)
 - 外壁仕上塗材の石綿試料採取及び分析
- 5) 業務の実施
 - (1) 一般事項
 - a. 解体工事設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によっておこなう。
 - b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によっておこなう。
 - (2) 打合せ及び記録
打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。
 - a. 業務着手時及び現場調査時。
 - b. 関係各省庁ならびに隣接地権者との協議をおこなう必要が生じた時。
 - c. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時。

(3) 適用基準等

a. 共通

- 建築基準法に代表される建物及び工作物の法令

b. 建築

- 公共建築標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共住宅建設工事共通仕様書
- 市営住宅解体撤去工事仕様書(大阪市都市整備局住宅部)
- 大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針(建築物編)
- 大阪市ひとにやさしい整備要綱(建築物編)
- 大阪市ひとにやさしい整備要綱解説
- 大阪府福祉のまちづくり条例整備基準 誘導基準
- 建設リサイクル実施要領(都市整備局ホームページ'タウンロート')
- 建築学会標準仕様書

c. 積算

- 「建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 「建築工事内訳書作成要領」
(大阪市都市整備局公共建築部企画設計課版)
- 「建築工事内訳書作成要領補足事項」
(大阪市都市整備局公共建築部企画設計課版)

d. 石綿試料採取及び分析

- 「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル[2.10版]」2-1-3及び付録Ⅲ(厚生労働省)
- JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に基づく定性分析
試料採取及び分析については、大阪府のホームページ「アスベストに関する測定可能な事業所一覧(大阪府域)」に記載の事業所によりおこなう。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/jigyoushoitiran.html>

e. その他

- 設計業務委託及び地質調査等の業務委託の提出書類(建築・建築設備関連)
(都市整備局)

※ただし、上記の提出書類の提出先(宛名)等は、当該契約の発注者に読み替える。

(4) 貸与資料

貸与資料		備考
●	特記仕様書	部外使用禁止
●	建築工事内訳書作成要領	
●	建築工事内訳書作成要領補足事項	部外秘扱いとする。
●	可能な限りの既設建築物マイクロデータコピー貸与又は施設保管設計書借用すること。(現地調査時)	屋外門・柵等屋外付帯施設は除く。(現地実測による。)
●	積算数量算出様式(拾い出し書)	
●	積算数量算出様式(内訳明細書)	
●	参考見積比較表様式	
・	外壁改修工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	外壁部分改修工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	鉄部塗装工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	屋上防水改修工事設計マニュアル(大阪市住宅供給公社)	
・	大阪市駐車場関連制度	

(5) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係わる工事の請負業者に貸与し、施工図の作成、施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

9 成果物の提出

成果物はCD-R等の媒体記録にて電子データでの納品とし、チェック用として印刷物を各1部提出すること。

設計原図サイズは、A2版とする。

設計原図は、CADデータ及びPDFデータ各1部とする。

CADデータはJWW形式とする。

積算数量算出書は、エクセル形式データとする。

(監督職員の事前了承の場合は、この限りでない。)

積算数量調書は、監督職員の指示なき限り、エクセル形式データとする。

積算数量算定書、数量調書及び参考見積比較表は、電子データ及び印刷物各1部とする。

内訳明細書はRIBC2及びエクセルデータによる。

参考見積書は、原則3社以上とし、各1部とする。

下記に提出成果物を示す。

注1 要求成果物一覧表は、業務範囲記載の一切における必要最低限を示す。

必要最低限は、■印とし、業務における必要図面は、適宜作成する。

注2 改修工事等の設計で明快な内容による場合は、表現上、意匠図と躯体図の兼用も可能とする。

注3 構造計算を要しない建築構造の成果物は、建築総合の成果物の中にも含めるものとする。

注4 撤去図の成果物は、下記表中に含まれるものとし、表示を省略する。

注5 電子データは、CD-R等の媒体記録にて1部提出する。

注6 その他必要に応じて監督職員との協議をおこなうこと。

要求成果物の一覧表

成果物等	提出形態及び部数等	摘要
<p>a. 建築(総合) 解体建物参考図等で構成する</p> <p>■ 発注図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 表紙・図面リスト ■ 付近見取図・工事概要・配置図 ■ 特記仕様書 ■ 仮設計画図 □ 近隣家屋調査図 ■ 撤去配置図 ■ 鋼板塀、防犯灯詳細図 ■ 工事完了図 ■ 撤去樹木配置図、撤去樹木リスト ■ 住棟、付属建物、付属物撤去図 (公社提供資料利用) ■ 仕上表、面積表 ■ 各階平面図、屋根伏図 ■ 住戸平面図、床伏図、天井伏図 ■ 立面図 ■ 断面図 □ 展開図 ■ 矩計図 □ 建具表 ■ 各種詳細図 ■ 配筋図等各種構造図 □ 既設給水管閉栓工事図 ■ 参考図 ■ その他 	<p>印刷A3×1部</p>	<p>◎CADデータについては、オリジナルファイル形式及びjww形式に変換したものをCD-Rに格納し、正、副各1部提出</p> <p>◎CADデータについてはPDF変換したものをCD-Rに格納し、正、副各1部提出</p>

付記事項

<作業内容>

公社より提供する解体建物参考図（以下、参考図）をもとに、以下の作業を行う。

I 現地の調査を行い、調査内容を調査図として作成する。

（現地調査の内容及び目的）

- ・ 参考図をもとに調査を行いますが、建築後、かなりの年数が経過しており、参考図と現地は違います。また、ほとんどの場合、住棟部分の図面しかありませんので、屋外の付属建物や付属物は、現地調査によって作成する事となります。住戸内部やバルコニーには、残存物が存置されている場合や増築されている場合もあり、確認が必要です。
- ・ 解体建物周辺の家屋の構造や規模の調査を行い、建設及び解体工事に伴う、影響を判断する資料とします。
- ・ 解体建物周辺の交通規制やインフラ調査などを行い、建設及び解体工事の工事車輛の通行・安全・仮設計画・設備計画などの検討をする為の資料とします。

（調査図の作成）

- ・ 現地の調査内容に基づく新規図、及び参考図（一部加工）により構成する。
以下、詳細は、別紙①の調査図作成要領（解体撤去工事）によります。

II 工事契約用の設計図を作成する。

- ・ 現地の調査内容に基づく新規図、参考図（一部加工）及び調査図を利用して構成する。
以下、詳細は、別紙②の工事契約用の設計図作成要領（解体撤去工事）によります。
なお、成果品は工区ごとにまとめることになります。

<提供図面>

- ・ 提供できる図面は、下記の図面のみです。
- ・ CADデータではなく、紙でお渡しします。
- ・ 提供された図面は、第2原図に複写を取り、それを加工することになります。その他の図面は、新規に作成してもらいます。

【浅香第2駐車場】

1. 一般図（平面図、立面図）
2. 矩計図
3. 構造図（各伏図、軸組図、配筋図）
4. 外構図

【日之出第6駐車場】

1. 一般図（配置図、平面図、立面図）
2. 矩計図
3. 構造図（軸組図、架構図、配筋図）

調査図作成要領（解体撤去工事）

作成上の注意事項

- ・ 図面がある場合は現況を確認し、違いがあれば加筆する。無い場合は、新規作成。

1. 表紙、図面リスト

2. 敷地求積図、求積表

- * 工区ごとに求積

3. 現況配置図

記入事項

- * 工区、住棟、付属建物、付属物
- * 増築についてはすべて記入する
- * 道路、団地内通路、植え込み、住棟入り口、プレイロット入り口など、断面が変わる部分についての部分断面と、位置図を作成する。
- * 境界線についても調査し、境界が不明確な場合は、本市担当者に確認すること。

4. 近隣家屋調査図

記入事項

- * 工区、調査対象の近隣家屋の位置・構造・階数・用途・面積、玄関位置を記入する。
- * 共同住宅の場合は、上記に加え戸数も記入する。

5. 樹木撤去配置図、樹木リスト

記入事項

- * 樹木リスト：箇所、種別（低・中・高木等）、幹径、高さを記入する。

6. 住棟現況図、住戸内調査表・屋外調査表

記入事項

- * 平面図、断面図、立面図、内外装仕上げ表、建具表を作成する。
- * 増築箇所については、平面図、立面図、内外装仕上げ表、建具表を作成する。
- * 住戸内及び屋外の残存物の有無について確認する。残存物が有る場合は、内容・寸法・数量・体積を記入する。
調査対象は、空き住戸及び全室のバルコニーの簡易浴室等や増築の状況等を調査する。
詳細は担当者の指示による。
- * アスベスト含有成型板（住戸内及びバルコニーを含む共用部分の石綿セメント板、フレキシブルボード、繊維強化セメント板、ふすま紙や、屋上パラペット笠木の石綿セメント等）のリストを作成し、使用箇所を図面に記入する。

7. 付属物現況図

記入事項

- * 木柵、鉄柵、門柱、防犯灯、縁石、側溝、アスファルト舗装、土間コンクリート、ネットフェンス、ブロック塀、遊具、高架水槽及び架台、増築建物、下屋、倉庫、物置、広報板、その他の平面図、立面図、断面図を作成する。

8. 付属建物現況図

記入事項

- * 集会所、ポンプ室、受水槽・電気室、自転車置場等については、平面図・立面図・断面図・仕上表（集会所のみ）・建具表を作成する。躯体の厚み、下地の有無がわかる程度であれば良い。
地下受水槽については、平面図・立面図と想定断面図を作成する。

9. 現況写真案内図及び写真

記入事項

- * 写真撮影位置、方向を記入。
- * 現況写真を撮影し、写真番号を付与し、現地写真案内図を作成する。

10. 交通規制図

記入事項

- * 道路標識、路面表示、信号機、スクールゾーン、通学路表示

11. 排水現況図

記入事項

- * 公共下水道埋設管現況図を入手し、図面化する。
- * 敷地内人孔、集水柵、周辺道路人孔、街きよ等。

12. 給水管現況図

記入事項

- * 公共水道給水管の径、水道メーター、止水栓、消火栓等

13. 関電・NTT柱現況図

記入事項

- * 電柱番号、電柱支線の有無・位置、電話ボックスの位置

14. ガス配管現況図

記入事項

- * 周辺道路及び引き込み範囲がわかるように配置図面を作成し、配管の径、深さ、寄りを記入する。

15. 道路照明等現況図

記入事項

- * 道路照明、防犯灯など。

16. 石綿含有建築材料の使用現況図・使用面積集計表

記入事項

(図面)

- * 平面図、断面図に、アスベスト使用部位がわかるよう寸法を記入する。

(数量表・集計表)

- * 部屋名、部位別使用面積を算出し、集計表を作成する。

工事契約用の設計図作成要領（解体撤去工事）

作成上の注意事項

- ・工区ごとに作成する。

1. 表紙、図面リスト

- * 工事名称：「○○住宅（◎区）解体撤去工事」
- * 図面リスト：図面番号、図面名称
- * 既設給水管閉栓工事がある場合は、末尾に入れる。（図面は提供）

2. 付近見取図、工事概要、配置図

- * 付近見取図：最寄り駅、幹線道路を含む範囲、工事場所の位置を表示。
- * 配置図：工区、工事範囲を表示する。
- * アスベスト含有成型板使用箇所リストを作成する。
- * 監督員事務所設置箇所数は担当者の指示による。

3. 仮設計画図・近隣家屋調査図

- * 仮設計画図：工区、鋼製仮囲いA（3 m）・B（3 m＋防音シート2 m）の範囲、防犯灯の位置、工所用ゲート、くぐり戸の位置、仮設防音パネルの範囲、落下防護棚等の範囲を表示する。
- * 近隣家屋調査図：工区、家屋の構造・階数・用途を記入する。面積は記入しない。調査範囲は担当者の指示による。

4. 撤去配置図

- * 工区、住棟、付属建物、付属物、敷地内人孔、集水・汚水枡、側溝、舗装状況等を表示
- * 基礎・地中梁・杭種・杭径・杭長調査の箇所数、位置を表示する。

5. 鋼板塀・防犯灯詳細図

- * 提供図面を加工する。

6. 工事完了図

- * 工事完了後の存置物を表示する。

7. 撤去樹木配置図、撤去樹木リスト

- * 撤去樹木リスト：箇所、種別（低・中・高木等）、幹径、高さを表示する。

8. 住棟撤去図

○ 住棟図面のある場合

- * 住棟形状に一部違いのある場合は、加筆修正する。
- * 外部建具の種別が現状と違う場合は、注記を入れる。
- * 外部手すり等が変更されている場合は注記及び詳細図を入れる。
- * 断面図、矩計図、配筋図などに撤去範囲を記入。
(GL以下の撤去範囲は担当者の指示による。)

○ 住棟図面のない場合及び増築されている場合。

- * 新規図を作成する。

平面図、断面図、立面図、内外装仕上げ表、建具表を作成する。

○ 全工事共通

- * 増築についてはすべて記入する。

- * 増築建物については、平面図、立面図、内外装仕上げ表、建具表を作成する。
- * 中高層住棟では、バルコニーの簡易浴室などの増築についてもすべて記載する。
- * アスベスト含有成型板（住戸内及びバルコニーを含む共用部分の石綿セメント板、フレキシブルボード、繊維強化セメント板、ふすま紙や屋上パラペット笠木の石綿セメント等）について、使用箇所を図面に記載する。

9. 付属建物撤去図

- * 図面のない場合は、新規図を作成する。
- * 集会所、ポンプ室、受水槽・電気室、自転車置場等については、平面図・立面図・断面図・仕上表（集会所のみ）・建具表を作成する。
地下受水槽については、平面図・立面図と想定断面図を作成する。
- * 躯体の厚み、下地の有無がわかるように表示する。
- * 基礎の想定寸法は記入しない。
- * 地下受水槽は、次の仕様を記入する。
「G L -0.5mまで撤去し、水槽底板に水抜き穴を数箇所あけたあと、周辺土で埋め戻すこと。」

10. 付属物撤去図（調査図を利用）

- * 木柵、鉄柵、門柱、防犯灯、縁石、側溝、アスファルト舗装、土間コンクリート、ネットフェンス、ブロック塀、遊具、高架水槽及び架台、増築建物、下屋、倉庫、物置、防犯灯、広報板、その他の平面図、立面図、断面図を作成する。
- * 撤去範囲を明確にする。
- * 周辺道路の肩石、側溝、集水枡は撤去しない。

11. 既設給水管閉栓工事図

- * 提供図面を添付する。

12. 参考図

- * 提供図面を添付する。（ボーリング柱状図、解体要領参考図）

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

浅香南住宅6号館自走式駐車場解体工事外1件設計委託

業務委託費総額金 円

業務委託価格 金 円

消費税及び地方
消費税相当額金 円